第2回定例町議会

補正予算などを可決

平成29年第2回定例町議会が、6月14日から16日まで開催され、補正予算3件、訓子府町合葬墓条例の制定など合わせて24件の議案が原案どおり可決されました。

□**各会計の補正予算**

一般会計は、歳入歳出の予算に1，144万3，000円を追加し、予算の総額を48億7，294万3，000円としました。

後期高齢者医療特別会計は、歳入歳出の予算に5万1，000円を追加し、7，585万1，000円としました。

介護保険特別会計は、歳入歳出の予算に482万円を追加し、5億4，432万円としました。

□**条例の改正など**

・訓子府町過疎地域対策のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

・訓子府町合葬墓条例の制定について

・特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

・訓子府町認定こども園条例の一部改正について

・訓子府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部改正について

□**契約の締結**

幸栄団地公営住宅建設工事請負契約の締結について

□**財産の取得**

除雪車両の購入について

□**農業委員会委員の任命**

農業委員会等に関する法律に基づき、農業委員会委員14名の任命について同意されました。

上杉　三郎（豊坂）
坂本　稔（柏丘）
中村　一博（福野）
高城　美恵（柏丘）
鎌田　勝子（穂波）
稲　文男（開盛）
寺町　昌恭（西富）
林　浩幸（駒里）
武藤　一仁（福野）
井幡　孝一（緑丘）
石澤　和也（弥生）
宮本　憲司（日出）
長谷川喜代司（実郷）
細川　孝雄（穂波）

□**繰越明許費の報告**

「平成28年度一般会計予算繰越明許費」などを翌年度に繰り越した旨の報告がありました。

□**ふるさとおもいやり寄付金等の運用**

平成28年度のふるさとおもいやり寄付金等の運用状況について報告がありました。

□**教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告について**

平成28年度の教育委員会の活動状況に関する点検・評価について報告がありました。

□**出納検査結果報告**

本年4月10日・5月10日・6月9日に実施の例月出納検査について、監査委員から「異状ないものと認める」と報告がありました。

省エネ改修住宅の固定資産税を減額

平成20年1月1日以前に建てられた住宅について、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に、一定の省エネ改修工事を行った場合、申告により、完了した翌年度1年分に限り120㎡分までの固定資産税を3分の1減額しています。

なお、バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置を除き、新築住宅の軽減や住宅耐震工事による固定資産税の減額措置との重複適用はできません。

1．対象となる改修工事（次に該当する工事を行い、50万円を超える費用を要したもの）

○窓の断熱性を高める改修工事（必須）
○床の断熱性を高める改修工事
○天井の断熱性を高める改修工事
○壁の断熱性を高める改修工事

2．申告の手続き

改修工事を終了後、原則として3か月以内に関係書類を添付して町民課資産税係に提出してください。

【関係書類】

○改修工事に要した費用の領収書の写し（当該改修工事の内容および費用の確認ができるもの）
○熱損失防止改修工事証明書

■**問合せ**　町民課資産税係（☎47―2193　役場1階 窓口1番）

コミュニティ助成事業

草刈機を購入

清住実践会では、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業により草刈機34台を整備しました。

この事業は、同センターが全国自治宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、住民のコミュニティ活動を促進し、その健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を目的に行われています。

今回の整備によって、一斉草刈り作業が効率的かつ迅速に行われ、より一層コミュニティ活動が活発になることが期待されます。

7月17日は「北海道みんなの日」

―道みんの日―

北海道に新しい記念日ができました。

松浦武四郎が、明治政府に「北加伊道（ほっかいどう）」という名称を提案した7月17日を「北海道みんなの日（愛称～道みんの日）」としました。

「北海道みんなの日」が北海道に暮らす皆さんにとって、本道のこれまでの歴史や文化、風土を見つめ直し、価値を再確認し、一体となってより豊かな北海道を築いていくきっかけとなるとともに、道外から本道を訪れる方、北海道にゆかりがある方に本道の魅力を発信する機会となることを期待しています。

なお、「北海道みんなの日」には、本町の一部の公共施設の使用料が無料（**※個人利用に限る**）となります。ぜひご利用ください。

詳しい内容は、7月号広報折り込みチラシをご覧ください。

ルールを守って楽しい花火

夏の代表的な風物詩といえる花火ですが、花火は危険物です。楽しい夏の思い出となるように安全に楽しみましょう。

【注意すること】

●子どもだけでなく必ず大人が付き添うようにしましょう
●いろいろなタイプの花火がありますので、説明書をよく読んでから火をつけましょう
●花火を人や家に向けたり、燃えやすいものがある場所では行わないようにしましょう
●風の強いときは、花火遊びはやめましょう
●たくさんの花火に一度に火をつけないようにしましょう（炎が大きくなり大変危険です）
●点火しなかった花火でも、きちんと水バケツで消火するようにし、噴出花火や打上花火はのぞきこんだりしないようにしましょう
●使用前の花火は遊ぶ場所から離しておき、ポケットに入れないようにしましょう
●花火をほぐして遊ぶことやめましょう
●周囲の迷惑にならない時間や場所、後始末にも注意しましょう

■**問合せ**　消防署訓子府支署（☎47―2419）

危険物取扱者試験・消防設備士試験

○**とき**　8月20日㈰
○**ところ**　北見市（北見工業大学）
○**種類**　両試験共全種類
○**受付期間**
・書面申請
7月7日㈮～7月14日㈮
・電子申請
7月4日㈫～7月11日㈫

※書面申請による受け付けは、期間最終日の郵便局消印まで有効です。

住宅用火災警報器を設置しましょう

平成23年6月から設置が義務化されています。